

尼崎市スポーツ振興激励金の支給等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日頃のスポーツ活動の成果として全国大会等に出場する市民等に対し、尼崎市スポーツ振興激励金（以下「激励金」という。）を支給し、又は市長メッセージを交付することにより、本市のスポーツの振興を図るにあたり、その支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給等の対象となる大会)

第2条 激励金の支給及び市長メッセージの交付（以下「激励金の支給等」という。）の対象となる大会（以下「対象大会」という。）は、スポーツに係る次の各号に掲げる大会とする。ただし、尼崎市立学校にあっては、別表第2に規定する大会を除く。

- (1) 児童、生徒又は学生を対象とした国、地方公共団体又は学校体育団体が主催する大会（予選又は選抜等を経て出場するものに限る。）
- (2) 前号に掲げる大会以外の大会で国、地方公共団体又は日本体育協会構成団体が主催する全国大会（予選又は選抜等を経て出場するものに限る。）
- (3) 県又は近畿地区で予選・選抜を行う広く国民一般を対象とした全国大会で、営利、宗教、政治活動等を主たる目的としないもの
- (4) 市、県、国の体育協会構成団体による選抜が行われる国際大会
- (5) その他、教育長が適当と認める大会

(激励金の支給等の対象者)

第3条 激励金の支給等の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で対象大会に出場するものの（個人にあっては市外のスポーツ団体等（日本代表又は兵庫県代表である団体等を除く。）の一員として出場する者を除く。）とする。

- (1) 尼崎市内に住所を有する個人
 - (2) 尼崎市内に活動拠点を有する個人（尼崎市内に在勤、在学又は尼崎市内で事業を営んでいる者に限る。）
 - (3) 尼崎市内に活動拠点を有し、かつ、その所在地が尼崎市内にある団体（事業所及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に所属する団体以外の団体にあっては、当該団体の構成員のうち半数以上は尼崎市内に在住、在勤又は在学しているものに限る。）
- 2 前項第1号又は第2号に該当する個人であっても、同項第3号に該当する団体の一員として対象大会へ出場する場合は、当該団体を激励金の支給等の対象者として取り扱う。
- 3 別表第2に規定する大会に出場する団体については、当該団体の一員として出場する監督及びコーチ等は選手とみなす。この場合において、次条第1項第2号ただし書の規定は適用しない。

(激励金の支給等)

第4条 前条第1項に規定する対象者に対し激励金を支給する場合の支給額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該対象者が前条第1項第1号及び第2号に規定する個人である場合は、対象大会出場選手（以下「選手」という。）一人につき別表第1に掲げる大会区分及び対象者区分に応じ、同表の金額欄に掲げる額とする。
 - (2) 当該対象者が前条第1項第3号に規定する団体である場合は、当該団体の選手一人につき別表第1に掲げる大会区分及び対象者区分に応じ、同表の金額欄に掲げる額とする。ただし、当該金額に当該団体の選手の人数を乗じて得た額が同表の金額欄に掲げる限度額を超える場合にあっては、当該限度額を支給額とする。
- 2 前条第3項の場合において、監督及びコーチ等は前項第2号に規定する「当該団体の選手の人数」に含めない。
- 3 前条第1項に規定する対象者に対する市長メッセージの交付は、別表第1に掲げる大会区分及び対象者区分に応じ、同表に掲げるところにより実施する。この場合において、申請者が団体である場合の市長メッセージの交付は1団体に1通とする。

(激励金の支給等の申請)

第5条 激励金の支給等を受けようとする者は、尼崎市スポーツ振興激励金支給等申請書（第1号様式）を教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、対象大会の開催の1週間前までに行わなければならない。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 特別な理由のため、対象大会の出場後やむをえず申請する時は、対象大会の終了日後1週間以内に行わなければならない。

(激励金の支給等の決定)

第6条 教育長は、前条の規定により申請を受理したときは、速やかに支給等の可否を決定し、その結果を尼崎市スポーツ振興激励金支給等決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条の規定により激励金の支給等の決定を受けた者（以下「支給等決定者」という。）は、第5条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、直ちに教育長にその旨を届け出なければならない。

(実績報告)

第8条 激励金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、大会終了後速やかに尼崎市スポーツ振興激励金等実績報告書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第9条 教育長は、支給等決定者若しくは受給者が不正に支給等の決定を受け、若しくは受給したとき、支給等の決定の内容に違反したとき、又は当該全国大会等に出場しなかったときは、当該支給等の決定を取り消し又は支給した激励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(支給等に係る判断基準の改廃等について)

第10条 激励金の支給等の申請のうち支給等の可否の判断が困難なもの及び支給等に係る判断基準の改廃等については、教育長が決定する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日以後開催の全国大会等への出場分から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日以後開催される全国大会等への出場分から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年7月5日以後開催の全国大会等への出場分から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日以後開催される全国大会等への出場分から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年12月28日以後開催される全国大会等への出場分から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日以後開催される全国大会等への出場分から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日以後開催される県大会への出場分から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日以後開催される全国大会等への出場分から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年3月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日以降開催される対象大会への出場分から適用する。

別表第1

| 大会区分 | 対象者区分 | 大学生以下 | その他 |
|------|--|----------------------------------|------------|
| 国際大会 | オリンピック パラリンピック デフリンピック スペシャルオリンピックス世界大会 | | 100,000 円 |
| | アジア大会 ユニバーシアード 世界選手権大会 アジアパラ競技大会 | | 60,000 円 |
| | その他の大会 | 20,000 円 団体は 300,000 円を限度とする。 | |
| | 教育長が別に指定する大会 | 5,000 円 団体は 75,000 円を限度とする。 | 市長メッセージを交付 |
| 全国大会 | その他の大会 | 3,000 円 団体は 45,000 円を限度とする。 | 市長メッセージを交付 |
| | 近畿大会 | 2,000 円 (定時制高校のみ) | — |

(注) 「大学生以下」とは、学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校に在籍する者並びに就学前の幼児をいう。

別表第2

| 大 会 名 | 主 催 者 |
|--------------------|--------------------|
| 全国中学校体育大会 | 公益財団法人日本中学校体育連盟 |
| 近畿高等学校定時制通信制課程野球大会 | 近畿高等学校体育連盟 |
| 近畿高等学校定時制野球大会 | 近畿高等学校定時制野球連盟 |
| 全国高等学校定時制通信制大会 | 全国高等学校体育連盟 |
| 全国高等学校定時制通信制軟式野球大会 | 全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟 |
| 全国高等学校総合体育大会 | 全国高等学校体育連盟 |
| 全国高等学校選抜大会 | 全国高等学校体育連盟 |
| 全国高等学校野球選手権大会 | 日本高等学校野球連盟 |
| 選抜高等学校野球大会 | 日本高等学校野球連盟 |

尼崎市スポーツ振興激励金の支給等に関する要項別表第1の「教育長が別に指定する大会」

| 種目 | 大会名 | | 国民体育大会（成年一般Bを除く） |
|------------|----------------|-----------------|------------------|
| 陸上 | 日本選手権大会 | 全日本実業団選手権大会 | |
| 水泳 | 全日本選手権大会 | 日本室内選手権大会 | |
| サッカー | 天皇杯全日本選手権大会 | 全国社会人選手権大会 | |
| テニス | 全日本選手権大会 | 全日本室内選手権大会 | |
| バレーボール | 全日本総合男女選手権大会 | 全日本6人制実業団男女優勝大会 | |
| 体操 | 全日本選手権大会 | 全日本社会人選手権大会 | |
| バスケットボール | 全日本総合選手権大会 | 全日本実業団選手権大会 | |
| ウェイトリフティング | 全日本選手権大会 | 全日本社会人選手権大会 | |
| ソフトテニス | 全日本選手権大会 | 全日本社会人選手権大会 | |
| 卓球 | 全日本選手権大会 | 全日本社会人選手権大会 | |
| 野球 | 天皇賜杯全日本軟式野球大会 | 高松宮賜杯全日本軟式野球大会 | |
| 柔道 | 全日本選手権大会 | 全日本選抜体重別選手権大会 | |
| ソフトボール | 全日本総合選手権大会 | 全日本一般男女選手権大会 | |
| バドミントン | 全日本総合選手権大会 | 全日本社会人選手権大会 | |
| 弓道 | 全日本選手権大会 | 全日本弓道大会 | |
| 剣道 | 全日本選手権大会 | | |
| ラグビー | 日本選手権大会 | 全国社会人選手権大会 | |
| 空手道 | 全日本選手権大会 | 全日本実業団選手権大会 | |
| 小林寺拳法 | 実業団連盟全国大会 | 小林寺拳法全国大会 | |
| 日本拳法 | 全日本拳法総合個人選手権大会 | 全日本拳法総合選手権大会 | |
| ボウリング | 全日本選手権大会 | 全日本選抜選手権大会 | |
| 太極拳 | 全日本選手権大会 | | |

備考 表に記載のない種目については、全日本選手権大会及び国民体育大会(成年一般Bを除く。)

とする。